

令和7年(2025年)11月4日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県埋蔵文化財センター指定管理者選定委員会
委員長 村田 裕一

山口県埋蔵文化財センターの指定管理者の選定について

山口県埋蔵文化財センターの指定管理者について、厳正な審査の結果、次のとおり選定したので、山口県埋蔵文化財センター指定管理者選定委員会設置要綱第2条第4号の規定に基づき報告します。

1 選定委員会の開催状況

(1) 第1回

① 日 時

令和7年8月19日(火) 14:00～15:30

② 場 所

山口県庁 視聴覚室

③ 内 容

- ・選定委員会委員長の選任
- ・募集要項、業務仕様書の検討
- ・選定手順等の決定

(2) 第2回

① 日 時

令和7年10月27日(月) 10:00～11:50

② 場 所

山口県庁 観光スポーツ文化部1号会議室

③ 内 容

- ・応募者の資格要件の確認
- ・応募者による事業計画の説明及びヒアリング
- ・事業計画書等の審査
- ・指定管理者候補者の選定

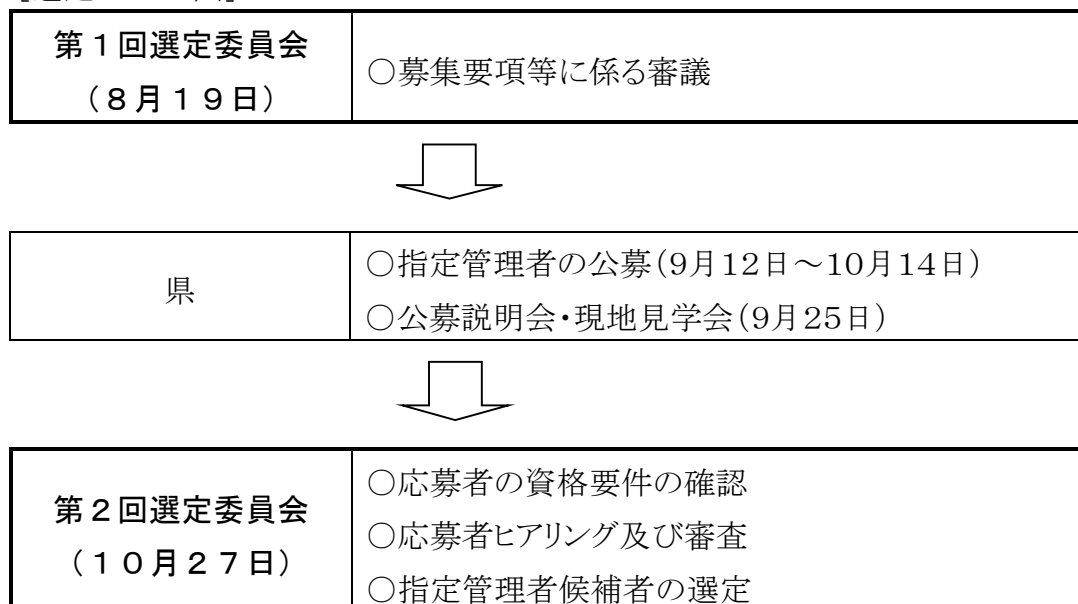
2 選定の進め方

(1) 選定の手順

審査基準や配点を予め決定の上、応募者の「事業計画書」及び「応募者に関する書類」について、応募者の資格要件を確認し、応募者による事業計画の説明及びヒアリングを

行った上で審査を行い、指定管理者に係る最優秀提案者を選定した。

[選定フロー図]



(2) 審査方法

「山口県埋蔵文化財センター指定管理者募集要項」において定められた「審査項目及び配点」により、提出された事業計画書及び応募者からのヒアリングを基に、各委員の評価（採点）、評価結果の集計の後、応募者の提案内容が指定管理者に求められる最低基準を備えているかを各委員の評価により判定した上で、協議により指定管理者の最優秀提案者を選定した。

※審査項目及び配点については別紙のとおり。

3 審査結果

(1) 応募状況

応募団体数：1者（公益財団法人山口県ひとづくり財団）

(2) 応募者の資格等の適合状況の確認

応募者の資格（法人税、消費税及び県税を滞納していないこと等）については、官公署の証明書類等により適合していることを確認した。

また、事業計画書についても、募集要項に示した様式に適合し、必要書類が添付されていることを確認した。

(3) 事業計画書の審査

応募者から提出された事業計画書及びヒアリングを基に、予め決定した審査方法（審

査項目及び配点)に基づき審査・採点を行った。

(4) 審査結果

各委員の評価点の集計結果を基に審査を行い、委員全員一致で最低基準を備えていると判定した上で協議を行い、公益財団法人山口県ひとづくり財団を最優秀提案者として選定した。

※応募者の評価については別紙のとおり。

4 審査講評

公益財団法人山口県ひとづくり財団は、山口県埋蔵文化財センター条例で定める設置目的を理解し、これまでの指定管理者としての実績を活かして、埋蔵文化財に関する資料を活用した取組や施設利用者への利便性や安全性に配慮した取組を提案するなど、今後も安定した管理運営が期待できる。

また、埋蔵文化財センターの機能強化に向けた新たな取組や、教育機関等と連携した様々な取組が提案され、利用者へのサービス向上や埋蔵文化財センターの保護に関する普及啓発の推進についての取組についても評価できる。

なお、今後の課題として、埋蔵文化財調査研究において、基本的技術の更なる充実、日々進化している新しい技術への対応とともに、SNSの活用等、急速に発展しているデジタル媒体による埋蔵文化財の魅力の情報発信など、時代に合った取組を行っていくことが求められる。

5 山口県埋蔵文化財センター指定管理者選定委員会の委員構成

区 分	氏 名	役職等
委員長	村田 裕一	山口大学人文学部准教授
委 員	椿 徹	長登銅山文化交流館長
委 員	増野 晋次	山口市教育委員会文化財保護課主幹
委 員	祖山 久美	山口県中小企業診断協会中小企業診断士
委 員	藤井 正明	山口県観光スポーツ文化振興課長

別紙

審査項目・配点及び応募者の評価点

審査項目	審査内容	配点※	公益財団法人山口県ひとづくり財団
センターを利用しようとする者の平等な利用を確保することができるものであること	センターの運営方針	100	76
	埋蔵文化財保護への基本的姿勢	100	76
	利用者の利便性・安全性向上に向けた提案	100	72
	利用促進に向けた提案	100	72
	計	400	296
センターの効用を十分に発揮するとともに、センターの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること	埋蔵文化財に関する事業への取組・計画	100	80
	センター機能強化に向けた新たな取組	100	68
	運営・維持管理業務の基本方針	50	42
	適正な収支計画並びに経費節減方針	100	68
	計	350	258
事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること	組織体制	100	72
	個人情報の取扱い	50	36
	危機管理体制	50	36
	経営の安定性	50	36
	計	250	180
合 計		1000	734

※委員5人の合計点